

2020年1月

団体御中

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

共同代表

全国労働組合総連合(全労連)	議長	小田川義和
全国労働組合連絡協議会(全労協)	事務局長	中岡 基明
全国港湾労働組合連合会(全国港湾)	委員長	糸谷欽一郎
日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)	議長	南 彰

JAL不当解雇撤回争議団	乗員原告団長	山口 宏弥
	客乗原告団長	内田 妙子

(公印省略)

JAL 不当解雇撤回闘争 全国での宣伝と日航要請行動等への協力のお願い

貴団体の日頃のご活躍に対し心より敬意を表します。また、JAL 不当解雇撤回国民共闘の運動に対する参加・ご協力に、心より感謝申し上げます。

JAL 不当解雇撤回国民共闘は、1月に開催した第10回総会において、当該労組の統一要求を支持し、統一要求に基づく争議の全面解決を目指し、原告団、当該労組、支援者が一体となった運動で、株主総会・東京オリンピック・パラリンピック前までに解決を目指すことを確認しました。

総会議案でも述べていますが、2018年5月の「解決交渉を開始する」との態度表明以降、できるだけ早期に解決したいとして、植木会長の株主総会での発言や、その後の経営協議会や株主総会での赤坂社長発言など、解決を目指すとする発言が繰り返されてきました。そして、特別協議はこれまで13回開催されましたが、「応募の機会を提供する」「解決金については支払う考えにない」とする考えが示されただけで、募集に応募した被解雇者は全員不採用とする等、不誠実極まりない対応に終始しています。

一方、昨年10月にILO本部を訪問した際には、ILO担当者から「なぜ解決しないのか」「会社の対応は信じられない思いだ」「とても“誠意ある交渉”とは言い難い」と会社対応に驚きを示すとともに、「・・・結論に至るべく完全かつ率直な協議が維持されると信ずる」と第4次勧告は引き続き有効であるとの見解が示されました。

また、JALは2020東京オリンピック・パラリンピック組織委員会とオフィシャルパートナー契約を締結しています。オリンピック組織委員会は、オフィシャルパートナーにILO中核条約の遵守を求めています。JALは、その対象であるだけでなく、公共輸送業者でもあり、率先して条約を遵守するという模範的な対応が求められています。

こうした状況を踏まえて当該労組は、経営トップが発言を実行し、早期に全面解決するよう迫っています。

JAL 不当解雇撤回国民共闘は、当面する春闘での解決を目指して、当該労組の運動に呼応し、全国から迫る運動を以下の通り展開したいと考えています。関係各団体の積極的なご協力のもと、文字通り全国的な規模の行動となるよう、貴団体のご協力を賜りたく、本書をもって要請致します。

記

1. 取り組み内容

①空港、駅前、繁華街等での宣伝行動を中心に、②日航への要請行動（支店所在地）、③JAL 争議の支援集会等、各地の実情に合わせて具体化をお願いします。

また、全国で 3.11 行動等が考えられることから、JAL 争議に特化した行動が難しい際は、3.11 行動等での宣伝や集会等に JAL 争議も組み入れる等の工夫をし、全国統一行動に参加することも検討願います。

2. 実施期間

2020 年 3 月はじめから 3 月 15 日までの期間中に、全国でそれぞれ実施することをめざします。

3. 空港、駅前、繁華街等での宣伝について

(1) 目的等

宣伝の目的は、日航を利用するお客様、市民の皆様に日航の不当解雇事件への理解と支持を訴えるとともに、全国に支援の闘いが広がっていることを宣伝行動という形で日航に示すことにあります。

現に定例行動として毎月宣伝行動を実施している場合は、定例宣伝行動をもって本行動に置き換えていただいても構いませんのでご検討ください。

(2) 宣伝行動実施に担当者の派遣

各地での宣伝行動については、初めて取り組む地域など、必要により原告団などから担当者を派遣します。派遣が必要な場合は、支援共闘事務局、もしくは原告団事務局まで連絡ください（連絡先は、後述 6 項参照）。

4. 日航への要請行動について(支店所在地)

(1) 各地の日本航空支店への要請

日航への要請行動は、各地の空港支店、市内支店のいずれでも結構です。各地の支援組織（支援共闘会議や支える会、労働団体、市民団体等）実情に応じてご判断下さい。

要請においては、要請書を手渡すとともに、『出来るだけ早期に解決したい』という社長発言を踏まえ、直ちに『統一要求』に基づいて争議解決し、労使関係を正常化し、安全運航に邁進する体制を整えること」を要請します。

なお国民共闘として、要請書のひな形を作成します。ひな型については、2 月中旬を目途

に作成し配信します。

5. マスコミへの取材要請

宣伝行動、支店要請、集会等の実施が決まりましたら、各地方の新聞社・マスコミ等に対し取材を要請する等、マスコミへの対応もご検討願います。

6. 連絡・問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

全国統一行動への参加と行動内容が決まった際は、JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局もしくは原告団事務局までお知らせ願います。また、不明な点等の問い合わせや、調整すべき事項が生じた際も、JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局、もしくは原告団事務局まで連絡願います。

国民共闘事務局 TEL 03-3742-3251

原告団事務局 TEL 03-5705-5716

(2) 要請行動の実施報告のお願い

誠に恐縮ですが、宣伝・要請行動を実施した際は、実施日時、行動内容、参加者数等をメモにし、下記に FAX 送付をお願いいたします。当該労組の交渉等で活用し、早期解決につなげたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

FAX 03-5737-7819 (JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局)

なお、多くの箇所で開催することが重要であることから、上記期間中の実施が難しい場合は、なるべく実施期間の近辺に設定していただければ幸いです。

以上